

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
吉田町	川尻地区	令和4年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.8ha
(備考) 青地:14.9ha 白地:10.8ha 農振外:13.4ha	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に隣接している畑が多く、畑の遊休農地が増えている。 ・田は、1区画1反と小さく、経営体ごとに連担・集約化されておらず、作業効率が悪い経営体もある。 ・農業用施設が老朽化している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼでは、営農が困難になった農家の農地を中心経営体に集積・集約化を進めていく。 ・畑地では、希望する新規就農者等に集積・集約化を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、レタス 他	— ha	水稲、レタス 他	0.5 ha	吉・住・川・片・北
認農		水稲、レタス 他	1.3 ha	水稲、レタス 他	1.6 ha	吉・川・片・北
認農		水稲、レタス 他	1.3 ha	水稲、レタス 他	1.6 ha	川
認農		水稲、レタス 他	1.1 ha	水稲、レタス 他	1.5 ha	吉・川・片・北
到達		青ネギ	— ha	水稲、レタス 他	2.0 ha	吉・住・川・片・北
認農		エゴマ	1.0 ha	エゴマ	2.3 ha	川
計	6人		4.7 ha		9.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用しながら中心経営体に集積・集約化を進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の耕作条件等の基盤整備も検討し、進めていく。 ・老朽化した農業用施設の整備・改修等を行っていく。
<p>新規・特産化作物の導入方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲に代わる高収益作物の導入も検討していく。 ・スマート農業導入を検討していく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。